

49. 認定取得後にしなければならないことはありますか？

認定 NPO 法人や特例認定 NPO 法人は、毎事業年度初めの 3 月以内に事業報告書等、役員名簿、定款等に加えて、役員報酬規程等提出書、前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細、その他資金に関する事項等を記載した書類、各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類を所轄庁に提出しなければなりません。また、正当な理由がある場合を除いて、これらを閲覧させなければなりません。

税制上の優遇措置がある認定 NPO 法人は、特に資金の流れについて、より透明性の高い情報公開を求められています。

寄付者が確定申告で寄付金控除を受けるために寄付金の領収書を発行する必要があります。認定 NPO 法人が発行する寄付金の領収書に決まった書式はありませんが、確定申告で寄付金控除を受けるためには、認定 NPO 法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるかが領収書に記載されている必要があります。さらに、認定 NPO 法人等寄附金控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります。